

令和8年度 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領(追加)

琴平町に測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。

注 意 事 項

●申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

●この要領において、営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。

※営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。

●入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

●複数の営業所から申請する場合は、本社からの一括申請となります。

●受付期間内で持参あるいは郵送（郵送の場合は受付期間内の消印有効）にて受付いたします。
また、受付確認をご希望の場合は、返信用はがき（通常はがき又は85円切手貼付済みのものに送付先を記入）を同封するか、本町作成の受付票又は貴社作成の指定のものを送付する封筒（110円切手貼付済みのものに送付先記入）を同封してください。

●年度途中において、支店・営業所の委任先変更、業種の追加は受付できません。次回の申請受付時期での新規申請となりますので、あらかじめご了承ください。

申請方法等・・・・・・・・・・・・ 2 P

提出書類・・・・・・・・・・・・ 3 P

納税証明書等・・・・・・・・ 4 P

必要書類の確認・・・・・・・・ 6 P

琴平町入札参加資格者名簿は令和8年4月1日以降、琴平町ホームページ上に掲載いたします。

申請方法等

1 提出方法

申請書類を記入の上、次の受付日に提出書類をファイルに綴じて持参あるいは郵送してください。※電子申請は行っていません。

2 受付日時・場所 (県内業者・県外業者共通)

- 受付時間を厳守してください。(受付時間外の申請については、受付を行いません。)
- 郵送の場合、消印が受付期間外の場合は受付いたしませんので、必ず上記受付期間内で郵送して下さい。
- FAXの利用はできませんので、書類に不備がないか事前に十分確認してください。

受付日時 (閉庁日を除く。)	受付場所
令和8年1月13日(火)～1月23日(金) 午前 9時30分～11時00分 午後 1時30分～3時30分	琴平町役場 2階 総務課

3 ファイルの有無

有無	有
ファイル	フラットファイル (ブルー系、水色A4判)
提出部数	1部
綴り方	<ul style="list-style-type: none">「4 提出書類」に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載。コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一。原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。

問い合わせ先・宛先

琴平町総務課 (管財係)

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

TEL 0877-75-6701

4 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

※入札参加資格審査申請カード（測量・建設コンサルタント業務等）は全業者必要です。

番号	区分		提出書類	注意事項
	県内業者	県外業者	(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの、×：不要) 赤字・・・指定様式（原本） 青字・・・コピー可	
	◎	◎	申請カード	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルに綴じずに一番表にクリップで止める。 ・申請書の記載内容と相違ないようにお願いします。
①	◎	◎	入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者と県外業者では様式が違います。 ・申請カードの記載内容と相違ないようにお願いします。
②	△	△	支店・営業所情報	支店・営業所がある場合
③	◎	◎	経営規模等総括表	決算年度に注意
④	◎	◎	希望業務等総括表	決算年度に注意
⑤	◎	◎	技術職員総括表	作成基準日：令和7年12月1日現在
⑥	△	×	技術職員一覧表	作成基準日：令和7年12月1日現在 香川県内で勤務する技術者の免状等、資格を証明するもの（コピー）を添付。
⑦	△	△	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 支店・営業所に委任する場合のみ添付。 ・署名、または記名、押印
⑧	◎	◎	納税証明書等	<p>4ページ「5. 必要な納税証明書等」を参照 本町の指定様式はありますが、他市町の様式でも可 ※申請日直前3ヶ月以内もの</p>
⑨	△	△	測量法第55条の8の規定に基づく書類（現況報告書）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。 ・国土交通省地方整備局提出分の写し。 ・提出日を余白に記入してください。 <p>※6ページ参照</p>
⑩	△	△	各登録規程第7条に規定する現況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請できます。 ・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。（未返却の場合は提出日を余白に記入すること） <p>※6ページ参照</p>
⑪	△	△	商業登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。 ・法人のみ提出してください。
⑫	△	×	業務経歴書（1年分） 様式の指定はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・県外業者は提出不要です。 ・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。 ・⑨、⑩の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出してください。
⑬	△	△	財務諸表（1年分）	・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。

⑯	△	△	登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヵ月以内に証明されたもの。 測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出してください。(これ以外の登録に関する証明書は不要) 測量業者については、⑨測量法第55条の8の規定に基づく書類を提出する場合は省略可能です。
⑰	◎	◎	誓約書	<p>暴力団関係でない旨の誓約書</p> <p>・署名、または記名、押印</p>

5 必要な納税証明書等 (コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
県外に営業所がある業者	<ul style="list-style-type: none"> 法人税 (個人は所得税) 消費税及び地方消費税 	<p>未納の税額がない旨の証明書</p> <p>法人 : 様式その3の3</p> <p>個人 : 様式その3の2</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
県内に営業所がある業者	<ul style="list-style-type: none"> 法人税 (個人は所得税) 消費税及び地方消費税 	<p>未納の税額がない旨の証明書</p> <p>法人 : 様式その3の3</p> <p>個人 : 様式その3の2</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 香川県税 (すべての税目) 	<p>未納の税額がない旨の証明書</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<p>個人事業主のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民 	<p>滞納がない旨の証明書</p> <p>(令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要です。)</p>
琴平町内に営業所がある業者	<ul style="list-style-type: none"> 法人税 (個人は所得税) 消費税及び地方消費税 	<p>未納の税額がない旨の証明書</p> <p>法人 : 様式その3の3</p> <p>個人 : 様式その3の2</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 香川県税 (すべての税目) 	<p>未納の税額がない旨の証明書</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<p>琴平町税 (すべての税目)</p>	<p>未納の税額がない旨の証明書 (1通300円)</p> <p>※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>

<備考>

1) 国税・・・本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行。

「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

2) 香川県税・・・県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにおいて発行。

※県税の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

●国税(法人税・消費税)納税証明書発行の受付窓口

税務署名	住所	電話番号
高松	〒760-0018 高松市天神前2番10号高松国税総合庁舎	087-861-4121
坂出	〒762-0001 坂出市京町2丁目6番27号坂出合同庁舎	0877-46-3131
丸亀	〒763-0034 丸亀市大手町2丁目4番1号	0877-23-2221
観音寺	〒768-0067 観音寺市坂本町6丁目2番7号	0875-25-2191
長尾	〒769-2302 さぬき市長尾西871番地I	0879-52-2531
土庄	〒761-4104 小豆郡土庄町甲6192番地2	0879-62-1301

※それぞれ管轄地域があります。事前に確認のうえご利用ください。

●香川県税納税証明書発行の受付窓口(土、日、祝日を除く 8時30分～17時)

担当窓口	住所	電話番号
香川県税事務所	〒760-0068 高松市松島町1-17-28	087-806-0302
中讃税務窓口センター	〒762-0011 坂出市江尻町1355	0877-46-0421
東讃県民センター	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	0879-42-1370
小豆県民センター	〒761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	0879-62-2266
中讃県民センター	〒765-0014 善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-9610
西讃県民センター	〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-5200

※中讃税務窓口センターでは香川県収入印紙を販売しておりませんので、あらかじめ売りさばき所でご購入ください。(香川県ホームページより確認してください。)

○納税証明書等に係るお問い合わせ (受付時間 平日 8:30～17:15)

琴平町税務課 TEL (0877) 75-6702

<注 意> 必要書類⑨⑩の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。
(下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者 (A)	登録のない業者
測量	測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類 (いわゆる現況報告書) 写し * 国土交通省の受付印は不要 * 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式 (建設コンサルタント登録規程)	<ul style="list-style-type: none">⑪商業登記簿謄本 (写し)⑫業務経歴書 (申請する業種ごとに必要)⑬財務諸表 (複数業種を申請する場合でも 1 部で可)
地質	現況報告書一式 (地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式 (補償コンサルタント登録規程)	

注:建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の 3 業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」、「土木」、「地質」、「補償」のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑪商業登記簿、⑫業務経歴書、⑬財務諸表の書類が必要です。

2. ⑨測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類や⑩各登録規定第 7 条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築の⑫業務経歴書を提出してください。(⑪商業登記簿、⑬財務諸表は不要です。)